令和4年度 教育に関する事務の管理 および執行の状況の点検・評価報告書

令和5年(2023年)2月

練馬区教育委員会

## 練馬区教育委員会 委員名簿

(令和5年2月1日現在)

教	育	長	堀	和	夫
委		員	岡田	行	雄
委		員	坂 口	節	子
委		員	中 田	尚	代
委		昌	仲 山	莁	ナ

# 目 次

# 点検および評価制度の概要

1	教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の	り	官於	Ð	•	•	1
2	点検・評価の実施方針	•	•	•	•	•	1
3	評価対象年度	•	•	•	•	• ;	2
4	教育委員会について	•	•	•	•	• ;	2
5	練馬区教育・子育て大綱	•	•	•	•	• ;	3
紅	東馬区教育・子育て大綱(令和3年3月改定)体系図	•	•	•	•	• !	5
亘	<b>直点施策評価結果一覧</b>	•	•	•	•	• (	6
亲	<b>所型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果</b>	•	•	•	•	•	7
哥	<b>事業成果</b>						
0	教育分野 教育の質の向上	•	•	•	•	• ;	8
2	家庭や地域と連携した教育の推進	•	•	•	•	• 2	22
3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	•	•	•	•	• 2	27
_	子育て分野 子どもと子育て家庭の支援の充実	•		•		• 3	38
2	子どもの教育・保育の充実	•	•	•	•	• 4	16
3	子どもの居場所と成長環境の充実	•	•	•	•	• 5	53
0	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組	•				• 6	60

点検・評価に関する有識者からの意見および助言	•	•	•	•	•	• (	63
令和5年度の主な事業	•	•	•	•	•	٠ (	69

## 点検および評価制度の概要

1 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされています。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会(以下「教育委員会」といいます。)は、 効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たす ため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価(以下「点検・評価」 といいます。)を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」(令和3年3月改定)の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について点検・評価を行いました。

## 2 点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

## 1 目的

主な事務や事業(以下「主な事務等」とする。)の取組状況について点検および評価 (以下「点検・評価」とする。)を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らか にすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。

点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

## 2 実施方法

教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。

点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務 局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。

学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に

関する有識者(以下「点検・評価に関する有識者」とする。)」を置く。

「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。

「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

### 【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に 委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等 に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行 い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなけれ ばならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 3 評価対象年度

令和3年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

## 4 教育委員会について

教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織され、教育長の任期は3年、その他の委員が4年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務 を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されていま す。

### 令和3年度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月2回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和3年度(令和3年4月~令和4年3月)は、定例会23回、 臨時会21回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和3年度の会議においては、議案65件、協議事項4件、報告事項114件の審議等を行うとともに、大泉南小学校など2か所を視察しました。

また、毎年、教育委員は児童・生徒、保護者との意見交換会を行うとともに、学校や子ども関連施設等の状況把握に努めていますが、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

### 【令和3年度の主な審議等の内容】

#### 議案

- ・条例の制定または改正の区長への依頼
- ・教育委員会規則の制定または改正
- ・教育関係予算案に関すること
- ・職員の人事に関すること 協議
- ・旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について(2回)
- ・令和3年度教育に関する事務の点検・評価について(6回)
- ・オンライン会議システムを活用した教育委員会の会議の開催について(1回)
- ・令和3年度「お祝いの言葉」について(1回)
  - ( )内は、協議の回数を示しています。

### 5 練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成27年4月に設置した総合教育会議において、5回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。策定から5年が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたため、教育委員会と区長が協議し令和3年3月に改定しました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組みます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさら

なる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

練馬区教育・子育て大綱(令和3年3月改定)体系図

教育	分野	子育て分野			
目標		目標			
夢や目標を持ち困難を	乗り越える力を	安心して子どもを産みる	育てられ、子どもたち		
備えた子どもたちの育り	龙	が健やかに成長できるヨ	環境の整備		
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策		
	学力・体力・豊か な心が調和した学 びの充実		相談支援体制の充実		
1 教育の質の向上	教員の資質・能力 の向上	1 子どもと子育て 家庭の支援の充実	新しい児童相談体 制の充実		
	学校の教育環境の 整備		支援が必要な子ど もたちと家庭への 取組の充実		
	家庭教育への支援		家庭での子育て支 援サービスの充実		
2 家庭や地域と連 携した教育の推進	学校運営や教育活 動における家庭や 地域との協働	2 子どもの教育・ 保育の充実	練馬こども園の充 実 保育サービスの充 実		
	いじめ・不登校な どへの対応		安全で充実した放 課後の居場所づく り		
3 支援が必要な子 どもたちへの取組 の充実	さまざまな家庭環 境で育つ子どもた ちへの支援	3 子どもの居場所 と成長環境の充実	児童館機能の充実		
	障害のある子ども たちなどへの支援		青少年の健全育 成・若者の自立支 援		

## 重点施策評価結果一覧

1:施策が、良好に進んでいない。

2:施策が、良好に進んでいる。

3:施策が、とても良好に進んでいる。

## ○教育分野

- 3A1373-3							
取組の視点	重点施策	総合評価	頁				
	1 · 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	2	8				
1 教育の質の向上	1 · 教員の資質・能力の向上	2	15				
	1・ 学校の教育環境の整備	2	19				
2 家庭や地域と連	2・ 家庭教育への支援	2	22				
携した教育の推進	2· 学校運営や教育活動における家庭や地域との 協働	2	24				
っ 十	3・ いじめ・不登校などへの対応	2	27				
3 支援が必要な子 どもたちへの取組 の充実	3・ さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	2	32				
の元夫	3・ 障害のある子どもたちなどへの支援	2	35				

## ○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁		
	1・ 相談支援体制の充実	2	38		
1 子どもと子育て	1・ 新しい児童相談体制の充実	3	40		
家庭の支援の充実	1・ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	2	43		
	2· 家庭での子育て支援サービスの充実	2	46		
2 子どもの教育・ 保育の充実	2・ 練馬こども園の充実	3	48		
	2 · 保育サービスの充実	3	50		
	3· 安全で充実した放課後の居場所づくり	2	53		
3 子どもの居場所 と成長環境の充実	3 · 児童館機能の充実	2	55		
	3 · 青少年の健全育成・若者の自立支援	2	57		

各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果

令和3年度に教育委員会事務局が実施した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組を時系列で示し、1年間の取組に対して点検・評価を実施しました。

総合評価	頁
3	60

評価基準は「重点施策評価結果一覧」と同じです。

## 事業成果

## ○教育分野

1 教育の質の向上

	1- 学力	]・体力・豊かな心が調和した学びの充実
重点施策	概要	小学校就学前の幼児教育を充実します。 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

	-= ·	W1++10W4 = 11-10 +1-+ = -+-+			
	項目1 小	学校就学前の幼児教育の充実			
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備 に努める。			
	事業成果	国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。 <実績> 【令和元年度】区立幼稚園63人 私立幼稚園94人 【令和2年度】区立幼稚園54人 私立幼稚園89人 【令和3年度】区立幼稚園66人 私立幼稚園101人			
	今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き 続き検討する。			
	所管課	学務課			
	項目2 幼保小連携の推進				
主な	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への 接続期における様々な課題について取り組んでいく。			
	事業成果	【令和元年度】 研修・交流会(管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回) 懇談会(区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施) 「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回 「もうすぐ1年生」 発行 16,000部 【令和2年度】 研修・交流会(管理職対象2回) 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 16,000部 【令和3年度】 研修・交流会(管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回) 懇談会(区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施) 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 11,000部 「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行 3,100部			

	1	·
	今後の 取組	「ねりま接続期プログラム」の改定に向けて検討を行い、幼保小連携の充 実のための取組を引き続き実施していく。
	所管課	教育施策課
	項目3 小	中一貫教育の推進
	目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
	事業成果	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた取組を実施した。校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。 【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施 【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施 【令和3年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施
	今後の 取組	全小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組を系統的に整理し、9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」作成のための検証を開始する。 令和5年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
	所管課	教育指導課
	項目4 人	 権教育・道徳教育の推進
	目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で 取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・ 道徳教育を推進する。
主な取組	事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間5回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員に人権教育の理解啓発に努めた。  (2) 道徳教育の推進 平成30年度までは、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 令和元年度および2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 、「特別の教科」道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、教員向けの研修会を年間2回行った。さらに、「特別の教科」道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。

今後の 取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に 努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連 携して検討し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らう。 また、「特別の教科 道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直 し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座の実施 については、実施状況を調査し、道徳教育について保護者・地域との連携お よび啓発を全小中学校が確実に行うよう努める。
所管課	教育指導課
項目5 芽	芸語教育の充実
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業	(1) ALTを活用した指導体制の充実 小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 小学校における全時間ALTの配置 ALT連絡協議会の実施 ALT派遣会社担当者との情報共有
成果	(2) 英検検定料補助制度 【令和元年度】実施校33校 志願者数2,621人 【令和2年度】実施校33校 志願者数2,956人 【令和3年度】実施校33校 志願者数2,753人
	(3) 英語 4 技能検定実施 中学 2 年生対象、全校実施
今後の 取組	英語4技能検定の結果を分析し、各校に向けて本区の英語力の現状や、国および都が目指す方向性、具体的な授業における改善策を研修等を通して伝え、授業の質の向上を図る。また、イングリッシュキャンプの成果と課題を整理し、次年度に生かす。
所管課	教育指導課
項目6 子	どもたちの体力向上の促進
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向 上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動 の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、 ~ の内容について検討し、 実践等を行った。 新体力テストのデータ分析 児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布 (2) 体力向上推進計画の作成 新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組につい て作成し、各校に周知を行った。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・運動する場所の整備 ・保護者等への啓発活動

	今後の 取組	指導力向上のための教員研修、児童・生徒および保護者への啓発活動等により、子どもたちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
	所管課	教育指導課
	項目7 子	どもたちの食育の推進
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」 (以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の 充実」等に沿った取組を進める。
主な取組		校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する 専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【令和元年度】全校 【令和2年度】全校 【令和3年度】全校
	事業成果	地場産物(キャベツ、練馬大根等)を使用した食材を区が提供し、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【令和元年度】小学校62.7日、中学校58.6日 【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日 【令和3年度】小学校49.2日、中学校48.7日
	今後の 取組	各校において食育推進チームを中心とし、第4次食育推進計画(令和4年度~8年度)や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 IC	Tを活用した教育活動の推進
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童・生徒に、一人一台タブレット端末を配付した。 【令和3年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象 に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。
	今後の 取組	個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、ICT機器を活用した効果的な授業を進められるよう環境整備と授業内容の充実に努める。
	所管課	教育施策課、教育指導課

	項目9 学	校図書館を活用した学習・読書活動の充実
主な取組	目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の 活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
	事業成果	各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。 全校一斉読書の実施校数(隔年で調査を実施) 【平成30年度】 95校(小64校、中31校) 【令和2年度】 89校(小63校、中26校)  平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。 学校図書館への人的配置校数 【令和元年度】【令和2年度】【令和3年度】学校図書館管理員 小34校、中19校 小34校、中19校 小39校、中21校学校図書館支援員 小31校、中14校 小31校、中14校 小26校、中12校学校図書館支援員 小31校、中14校 小31校、中14校 小26校、中12校学校図書館蔵書管理システム(令和2年度末に全校配備完了)により、すべての蔵書をシステム上で管理している。
	今後の 取組	全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。 「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画の作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。 指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館管理員に切り替え、令和4年度から一本化した。学習指導要領に基づく、各教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。
	所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品口スに関する取組の実施を検討してほしい。すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。
昨年度の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	幼保小連携および小中一貫教育の推進に向けた取組を継続するとともに、各施設における子どもたちの連携のあり方についても、引き続き検討していく。 令和3年度の第2回研修会は、感染状況を踏まえオンライン研修会としたことで、参加者の拡充につながった。今後も、集合型とオンライン開催の研修会を併用し、多くの教員の研修会参加に努める。英語教育以外の教科についても学力向上を目指し、国や都の学力調査の結果を基に、教育指導課訪問等の機会を通じて、各校に現状分析や今後の課題について指導・助言を行っていく。教員向け研修における運動事例の周知、保護者等への啓発活動等、子どもたちの体力向上に係る取組を引き続き実践していく。令和4年度に配付した教育ICT実践事例集を活用し、タブレット端末を効果的に活用した授業を実施できるよう教員のICT活用能力の向上に努める。

評価	特記事項
点検・評価欄	幼児教育に必要な環境整備について、乳幼児が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。 区立園・私立園における障害のある子どもの受け入れと、外国籍児童・保護者向けガイドブックの発行を引き続き推進してほしい。 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしながら、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。特に、連携教室の設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共通時間割などの工夫を検討してほしい。イングリッシュキャンプの視察ができて良かった。この体験が子どもたちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもたないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してはい。ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。一方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、きめ細やかに対応してほしい。デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。学校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の実施を検討してほしい。

	1- 教員の資質・能力の向上		
重点施策	概要	子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題 に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を 図ります。 ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機 器の活用能力の向上を図ります。 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。	

	項目1 教	員研修の充実
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある 若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事成果	職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。 【令和3年度】 職層研修校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会年次研修中堅教諭等資質向上研修、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修担当者・リーダー養成研修教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ・不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修教育課題研修人権教育研修、外国語・外国語活動研修、特別支援教育研修、特別支援教育研修、特別支援教育研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業
主な取組	今後の 取組	引き続き教育アドバイザーの増員等により、若手教員の指導機会を拡充する。また、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修や動画視聴型研修(オンデマンド)など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 教	員のICT活用能力の向上
	目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。

	事業成果	区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めた。 【令和元年度】 ICT機器を活用した教育活動の推進に向けた研修会の実施(2回) 【令和2年度】 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施(2回) 【令和3年度】 ICT活用推進リーダー育成研修の開催(5回) ICT支援員の増員配置(令和2年度:14人 令和3年度:28人) 教育ICT実践事例集の作成(令和4年3月完成)
	今後の 取組	還元研修を目的としたICT活用推進リーダー育成研修会を通して、ICT活用推進リーダーを育成し、校内研修の充実を図る。 教育ICT実践事例集の活用やICT支援員との連携を通して、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。 教員用タブレットを配備する。
	所管課	教育施策課、教育指導課
	項目3 子	どもたちと向き合う時間の創出(教員の働き方改革の促進)
	目標	小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。
主な取組	事成業果	(1) 人的配置 学校(園)教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校(園)における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。 【令和元年度】 学校経営補佐:中学校1校 和校長補佐:小学校1校、中学校6校【令和2年度】 学校経営補佐:中学校1校、中学校6校【令和2年度】 学校経営補佐:中学校1校 副校長補佐:小学校18校、中学校6校 スクール・サポート・スタッフ:小学校28校、中学校14校部活動指導員: 中学校3校【令和3年度】 学校経営補佐:中学校1校和分中学校15校中学校15校和3年度】 学校経営補佐:中学校1校和方面指導員:中学校3校「会和3年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始【令和2年度】・教職員出退勤管理システムのずのプロポーザルを実施・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築【令和3年度】・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築【令和3年度】・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築【令和3年度】・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築【令和3年度】・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築

今後の 取組	会計年度任用職員(副校長補佐、部活動指導員等)の配置を拡大するとともに、各校の好取組事例を周知することで、教員の業務をサポートする人材の活用を推進する。 校長会、各種研修会等において、働き方に関する啓発活動に取り組むことで、教員の意識改革を促す。また、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。 副校長会等の各種会議や研修のオンライン化を推進し、教員用タブレットを活用した校内での情報共有の検討を進めるなど、校務および業務の改善に取り組む。
所管課	教育指導課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	教育課題研修が幅広い分野に対して実施されたことは評価できる。引続き、教員の資質や指導力の向上に努めてほしい。また、環境教育に関する研修の実施を検討してほしい。コロナ禍でも教育課題研究指定校がオンラインなど工夫して、優れた教育の実践を推進していることは評価できる。実地指導の充実のために、教育アドバイザーによる訪問回数を増やすよう検討してほしい。細やかな準備期間もなく、タブレット端末を使ったリモート学習が進められたことは、全教員の大変な努力、研鑽があったと思うので、その能力を評価したい。今後は、対面授業との組合わせ、効率的な対応等について検討してほしい。ICT機器活用能力向上に関する取組は評価できる。引続き、実践事例集の作成・共有を推進してほしい。
	教員の事務をサポートする職員の配置等の取組は評価できる。今後は、職員を増員する上で質の向上も推進してほしい。
昨年度の主な 意見に対り組 でいる 方 後 の 方 色性	環境教育に関する研修を、令和4年度のねりまスキルアップ講座(自然を生かした理科指導のポイント)で実施し、子どもたちの環境への関わり方等の指導方法について理解を深めた。引き続き、教員の資質・指導力向上に資する研修を実施していく。令和4年度は、教育アドバイザーによる訪問回数を1年次(期限付)3回、2年次2回、3年次1回と、昨年度からそれぞれ1回ずつ増やし、若手教員の学習指導等の向上を図った。ICT活用推進リーダー(練馬区立学校の各校から1名選出)を中心に各校での効果的な事例を共有し、よりよい方法を検討していく。ICT活用推進リーダーが集まる研修会で実践事例集の内容を取り上げ、全校に対してICT機器の効果的な活用を広めていく。会計年度任用職員の配置拡大だけでなく、それぞれの職の勤務形態の見直し(短時間勤務の導入など)を行い、多様な人材を確保することで、全体としての質の向上を図る。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	環境教育をはじめ、様々な研修を実施したことは評価できる。一方で、各種の研修が教員の過剰な負担になっていないか教員の意見を聞いてほしい。新たな取組も検討し、教員研修の充実に努めてほしい。ICT支援員が1年で2倍に増員、スクール・サポート・スタッフが全区立小中学校に配置されたことを評価する。実践事例集を大いに活用し研修等を行い、教員の質の向上を図る取組を引き続き行ってほしい。副校長補佐の配置、教職員タブレットの活用による、働き方改革が有効に進んでいるか、状況の確認に努めてほしい。中学校の部活動顧問の負担軽減に取り組むとともに、子どもたちに向き合い、学ぶ楽しさ、喜びを伝える教員の意欲の向上、さらにメンタル面の安定にも注目してほしい。理科の観察や実験準備への支援について、特に小学校の理科における観察や実験準備を専門に行う支援員を、必要とする学校に配置して、教員の働き方改革と理科教育の充実に努めてほしい。ICTや働き方改革は、新しい課題なので、手探りで対応することが多いと思う。引き続き、学校や保護者の意見を踏まえながら、支援を実施してほしい。

	1- 学校	の教育環境の整備
重点施策	概要	学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

	項目1 与	学校施設の整備(改修・改築)
	目標	校舎等の改修・改築により児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を整備する。
主	事業成果	耐震補強工事では十分な耐震性を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進め、「練馬区区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。 令和3年度は、下石神井小学校、石神井小学校および大泉西中学校の改築工事が完了し、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校(小中一貫教育校)の実施設計に着手した。 【令和元年度】 工事5校(石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、関町北小学校、大泉西中学校) 設計2校(上石神井北小学校、関町北小学校) 【令和2年度】 工事4校(石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校) 設計2校(上石神井北小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校) 設計2校(上石神井北小学校、旭丘小・中学校) 【令和3年度】 工事5校(石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校)
	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、 引き続き校舎等の改修・改築を進めるとともに、学校施設の長寿命化等に取 り組む。
な 取	所管課	学校施設課
組	項目2 区	立学校の適正規模・適正配置
	目標	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中 一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等につ いて検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向け て、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。

,	事業成果	令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和元年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回 【令和2年度】 推進委員会 2回 地域説明会 1回(練馬区公式ホームページで報告資料を掲載) 【令和3年度】 推進委員会 2回 地域説明会 1回
	今後の 取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を継続する。また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
	項目3 学	級編制等のあり方の検討
主な取組	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業 成果	令和4年度は小学3年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係 各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
紀上	今後の 取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
	所管課	学務課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	引き続き、学校施設の耐震化を迅速に推進してほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認をしてほしい。学校の屋上等の空きスペースを活用した太陽光発電設備の設置など工夫し、気候変動対策をはじめ、SDGsに関する取組を推進してほしい。体育館の空調設備や屋外授業で使用するテントの用意等、先取りしている予防対策はよかった。樹木の倒壊による被害を防止するために、全校に対して調査を実施した点は評価できる。旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けた準備が整ってきている。区で初となる高齢者・障害児との総合施設として大いに期待する。小学3年生から6年生までの35人学級編制の早期対応に努めてほしい。通学路の安全等、ハード面は整備されている。ただ、指定の通学区割りを越えて、遠方から長い距離を徒歩で登下校している小学生低学年の子どもたちの安全性は気になるところである。
昨年度の主な 意見に対组 現在取り組ん で今後の方向性	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、施設の状況に応じて必要な改修を実施していく。 今後も、校舎の改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入する。 災害時の避難場所としても良好な環境となるよう、令和元年度から概ね7年間で全区立小中学校の体育館に空調設備を設置する。「公共施設の樹木育成保全ガイド」に基づき、年1回の定期点検を行うことで、施設の安全性と樹木の健全性を確保していく。 35人学級編制については令和7年度にかけて着実に実施していく。 特別な事情により学区域外から通学する場合は、保護者に学区域内まで登下校の付き添いをお願いしている。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	学校施設の耐震化を、引き続き迅速に進めてほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認に取り組んでほしい。様々な取り組むべき課題を抱えた中で、予算を尽くしできるだけ公平な教育環境を整える努力は続けられている。体育館の空調装置の設置についても、速やかに実施してほしい。校内のオンライン化の推進についても、引き続き取り組んでほしい。施設一体型小中一貫教育校の開校により、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者のすべての方が交流できる場となるよう期待する。他部署と連携し、35人学級編制の検討を行っていることを評価する。

# 2 家庭や地域と連携した教育の推進

2- 家庭教育への支援		庭教育への支援
重点施策	概要	学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

	項目1 家庭教育への支援		
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安 全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。	
主な	事成業果	多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。 子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。 【令和3年度 テーマ・開催日・参加人数】 (1) 子育て講習会(4回制オンライン開催) 令和3年5月8日、22日、6月5日、19日 延24名 (2) 発達障害の子を伸ばす、家庭でのアプローチ 令和3年6月17日 22名 (3) 不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和3年6月26日 34名 (4) 子育て講習会(4回制オンライン開催) 令和3年9月25日、10月9日、23日、11月6日 延33名 (5) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和3年10月30日 34名 (6) 悩まないで、子どもの不登校 令和3年12月2日 26名 (7) 子育て講習会(3回制オンライン開催) 令和4年1月29日、2月12日、2月26日 延42名 (8)高校で不登校にならないために 令和4年3月12日 17名 令和3年度 合計8講座 16回 延232名 (令和2年度 合計7講座 12回 延163名)	
組	今後の 取組	家庭教育支援に関するホームページを作成し、LINEやタブレット等を用いて情報提供を行っていく。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。 関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。	
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター	
	項目2 関	係機関との連携強化	
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。	

	事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携し行っている。また、学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に出席し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。
	今後の 取組	今後もスクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	子育てに関する講演会等に、より多くの保護者等に参加してもらえるよう、創意工夫をしてほしい。 多忙な保護者が子どもと向き合うための創意工夫ができるよう、家庭と学校との情報交換等の支援を推進してほしい。 スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、児童・生徒を効果的に支援している点は評価できる。引き続き、スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境を作ってほしい。
昨年度の主な 意見に対り組ん でいること 今後の方向性	学校、地域、関係機関と連携・協力し、子育てや教育に関する様々な情報を集約し引き続き積極的な情報発信を行っていく。 スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境となるように、学校や関係機関との連携を引き続き図っていく。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	保護者対象の子育てに関する講演会は、有用であると考えられるので、引き続き推進してほしい。同じテーマでも講師が変われば視点の異なる新しい情報に触れられるので、好評なテーマは、続けて実施してほしい。学校と家庭とのオンライン化が効率的に実行されている。今後はオンライン保護者会、YouTubeでつなぐ授業参観で保護者に発信することも考えられる。学校と関係機関との連携の橋渡し役を、スクールソーシャルワーカーは十分に担っていると思う。多種多様な課題を抱えながら活動していると思うので、一人で抱え込まずに連携して対応できるよう、今後も継続して取り組んでほしい。スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒の小さな悩みを聞き逃さない相談体制と関係性を築き、関係機関との更なる円滑な連携を期待する。

	2- 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
重点施策	概要	子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校 運営を目指します。 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えま す。

	項目1 学校安全対策の推進		
	目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導 や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開 催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。	
	事成業果	子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。 また、保護者向け・教職員向け・子ども向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。	
		民間警備員の派遣 【令和元年度】派遣日数 385日 派遣校数 62校 【令和2年度】派遣日数 282日 派遣校数 49校 【令和3年度】派遣日数 275日 派遣校数 48校	
		子どもの見守り・安全講習会の実施 【令和元年度】参加者 706名(5 校) 【令和 2 年度】参加者 20名(1 校) 【令和 3 年度】参加者 103名(6 校)	
		通学区域防犯カメラの設置 【平成26年度】 65台 【平成27年度】128台 累計 193台 【平成28年度】132台 累計 325台 【令和元年度】 66台 累計 391台	
主な取組		通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可) 【令和元年度】実施校 28校 【令和2年度】実施校 22校 【令和3年度】実施校 24校	
	今後の 取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、行動を通じて学ぶことが出来るメニュ·を検討・実施する。	
	所管課	教育総務課	

項目2 地域を活用した教育活動の推進		
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・ 技能を有する地域の人材の活用を進める。	
事業成果	平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員08等の地域人材を活用した。さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。 【令和元年度】 学校・地域連携推進校 101校・園 (うち地域未来塾実施校 71校)学校サポーター登録数 309名・13団体 (令和元年度末時点)【令和2年度】学校・地域連携推進校 101校・園 (うち地域未来塾実施校 75校)学校サポーター登録数 352名・10団体 (令和2年度末時点)【令和3年度】学校・地域連携推進校 101校・園 (うち地域未来塾実施校 78校)学校サポーター登録数 366名・15団体 (令和3年度末時点)	
今後の 取組	引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の 人材の活用を進めていく。また、学校サポーターの登録者数拡大に取り組 むとともに、地域未来塾実施校拡大を進め、学校での活用を促進してい く。	
所管課	教育指導課	

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	学校、保護者、地域、警察署と合同で行う通学路安全点検を全校で実施し、子どもたちの事故を未然に防いでほしい。 学校周辺の防犯は地域の協力が不可欠であると考える。より多くの地域の方に安全講習会に参加してもらえるよう周知してほしい。 地域社会の子ども世代を守り、向き合おうとする大人たちの誠意と熱意を感じる。学校も地域に潜在する多くの力を引き出すために、地域との好ましい関係づくりに励んでほしい。 防犯指導、民間警備員の配置、通学路の安全点検、実技講習会等を継続的に実施して、学校安全対策を今後も推進してほしい。 地域人材を活用して「学校・地域連携事業」を推進し、地域未来塾や学校サポーター登録制度を充実させている点は評価できる。
昨年度の主な 意見に対組ん 現在取り組ん でいるこう向性	通学路等安全点検については、今後も防犯・交通安全の両面で計画的に実施し、学校、保護者、地域、警察署等と連携して、子どもたちの安全を確保していく。 子どもの見守り・安全講習会については、引き続き、各校PTA等にも参加を積極的に働きかけていく。 防犯指導や民間警備員の配置、通学路等安全点検や講習会等の学校安全対策を継続的に進めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	学校安全対策について、学校防災の観点から、地域との連携は欠かせないと思う。新しい教職員が赴任した4月には、練馬区の方針を的確に伝えてほしい。学校のホームページを見たが、どの学校も新しい情報が更新されており、意識の高さを感じた。中には現在行われている授業や行事の様子をアップしている学校もあった。通学路等安全点検は、学校、保護者、地域、警察署、区と合同で危険個所を歩いて確認するという非常に重要な取組だと思う。建築現場の近くなど、状況が変わりやすい場所については、適宜、安全を確認してほしい。「地域未来塾」の実施は評価できる。推進してほしい。地域社会で体験学習ができる環境の整備を進めてほしい。コミュニティ・スクールの導入を進めてほしい。コミュニティ・スクール構想は練馬区では始まったばかりだが、学校と地域との連携により、その一歩が進められると思う。

# 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

	3 - 11	じめ・不登校などへの対応
重点施策	概要	いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な 取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあ たります。 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実する とともにICT機器の活用を図ります。 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取 り組みます。

_	T:		
	項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進		
主な取組	目標	いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育 相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実さ せるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援セン ター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機 関の連携を一層深めていく。	
	事業成果	(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和元年度】2,347件 【令和2年度】2,624件 【令和3年度】2,808件	
		(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの支援者数 【令和元年度】小学生282人 中学生255人 【令和 2 年度】小学生286人 中学生294人 【令和 3 年度】小学生267人 中学生269人	
		(3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、い じめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実 施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修 資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対 応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。	

今後の 取組	引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。 平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、区内別室対応の強化を図る。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター
項目2 専	門的人材を活用したいじめ問題の解決
目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
事業成果	令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。 1 委託先 第二東京弁護士会 2 令和3年度の実績 (1) 相談件数 38案件(延べ62件) (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施(2回) (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行(1回)
今後の 取組	令和3年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
所管課	教育指導課

	項目3 不	S登校児童・生徒への学習機会の充実
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
	事成業果	不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室(小学生対象:フリーマインド・中学生対象:トライ)を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。登録者数 【令和元年度】フリーマインド129人 トライ295人 【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人 【令和3年度】フリーマインド153人( 1) トライ278人( 2) 1うち上石神井フリーマインド31人 2うち上石神井トライ48人 令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。 平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。登録者数 【令和元年度】21人(小学生11人 中学生10人) 20人(15歳~18歳) 【令和2年度】17人(小学生9人 中学生8人) 23人(15歳~18歳)
主な取組		【令和3年度】23人(小学生12人 中学生11人) 18人(15歳~18歳) 平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。(居場所支援事業)登録者数 【令和元年度】18人(小学生11人 中学生7人) 【令和2年度】20人(小学生9人 中学生11人) 【令和3年度】14人(小学生8人 中学生6人) 令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により、開始した。
	今後の 取組	令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始した。現在、民間施設の借上げにより行っているが、令和5年以降、公共施設の跡施設に移転を検討する。また、児童・生徒用タブレットパソコン等を利用して、不登校児童・生徒に対し、オンライン相談や新たに配置する学習指導協力員による学習支援を行う。
	所管課	学校教育支援センター

項目4	項目4 不登校実態調査の実施	
目相	標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事。成場		令和3年度実施 ・不登校生徒追跡調査(一次調査)の実施(アンケート調査) ・不登校生徒追跡調査(二次調査)の実施(追加アンケート調査およびインタビュー調査) ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施
今後 取約		・民間の不登校児童・生徒支援事業に関する調査の実施 ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施 ・学校状況調査の実施 ・調査経緯の分析・まとめ・報告
所管	課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーが地区ごとに意見交換会を行い、関係を構築することで、児童・生徒へのより良い支援に結びつくと思う。関係機関の連携、スクールロイヤー等の専門人材の活用を推進して、いじめの未然防止や早期解決のため、引続き努めてほしい。不登校対策のために多角的に取り組んでいることは評価できる。一方で、不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、今後も、校内フリースクールの設置等、子どもたちのニーズに応えた効果的な取組を推進してほしい。新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことでしい。新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことでありになることを期待する。不登校問題は根本的な解決法が定まらないため、学校現場で児童・生徒と接する教員には負担がかかっている。今後は、不登校生徒追跡調査等の結果を踏まえて相応しい企画を立ててほしい。不登校の要因として、「無気力・不安」が多い。その気持ちを上回るような「登校を楽しみにできる学校」を目指してほしい。
---	--

関係機関との連携を取りやすくするために、子ども家庭支援センターの開催する地域ネットワーク会議へ地区の担当のスクールソーシャルワーカーが出席することで、顔の見える関係を保ち、より良い支援に繋げていく。令和4年度の研修では、学校(園)と地区担当弁護士による事例検討のグループワークを行うことで、いじめをはじめとした様々な相談事例や、初期対応におけるノウハウ等を共有するとともに、スクールロイールロ学校の関係構築を図った。また、学校(園)向け事例紹介「スクールログーンでより」は、発行回数を年3回に拡大し、相談事例やの関係できる事例集として蓄積していく。スクールロイヤー制度の更なる活用を促進することで、暴力行為の適できる事例集として蓄積している。ことにより、周辺地域の不登校児童・生徒の潜在的なことにより、周辺地域の不登校児童・生徒の潜在的なニーズに応えており、周辺地域の不登校児童・生徒の潜在的なニーズに応えており、周辺地域の不登をの増加が見込まれている。今後も、不登校児童・生徒に対して、過りにおける。当時となるよう取り組んでいく。
ている。これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする とともに、令和5年度を目途に不登校対策方針の改定を検討する。 若手教員研修会において、不登校の未然防止および初期対応における外
部機関との連携をテーマにした内容を実施し、不登校の未然防止および 初期対応に向けた教員の役割について理解を深めている。 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会 等を通して、情報共有を図る。また、練馬区不登校対策パンフレット等 を活用し、魅力あるよりよい学校づくりに向けた教員の役割について理 解を深めている。

評価	特記事項
点検・評価欄	不登校児童・生徒に対するICT機器の活用を推進してほしい。一方で、好事例を参考に、登校しやすい環境づくりにも、引き続き取り組んでほしい。 子どもたちの自尊感情、他者への思いやり、人権感覚が成長していくような社会的学習を引き続き実施してほしい。不登校問題については、一律的な対策ではなく個別に向き合う、あるいはグループ的な学習による居場所づくりを目指してほしい。家族と向き合い、支援する方向も考えてほしい。スクールロイヤー制度の導入により、教員が専門的な分野を任せたり、聞いたりすることで負担も減り、問題解決の糸口ができた。スクールロイヤーだよりでの事例集も教員にとって心強いものになると思う。 民間のフリースクールの導入や連携も含め、不登校の子どもが、学校復帰を目指さなくても、どこかで学習できる多様な学習機会の創設を検討してほしい。 不登校の実態把握の調査とその活用に期待する。

	3- さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		
重点施策	概要	家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。	

	項目1 一	人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施
主な取組	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和元年度】 実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人 【令和2年度】 実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和1年度】 小学校 要保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和元年度】 小学校 要保護者 292人(2.23%) 準要保護者 4,228人(12.71%)中学校 要保護者 292人(2.23%) 準要保護者 2,482人(18.98%)小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人 【令和2年度】 小学校 要保護者 379人(1.13%) 準要保護者 2,398人(18.17%)小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人 【令和3年度】 小学校 要保護者 334人(0.99%) 準要保護者 3,862人(11.50%)中学校 要保護者 257人(1.90%) 準要保護者 2,311人(17.06%)小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 324人()内は全児童・生徒数に対する割合
	今後の 取組	令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。 就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数の増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。
	所管課	学務課、学校教育支援センター

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援		
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびそ の家庭への支援を充実する。	
事業成果	(1) 入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した(延べ人数)。また、各通知を多言語化して送付した。 【令和元年度】入学確認通知 新小学1年生129名 新中学1年生57名就学先確認通知 40名 【令和2年度】入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名就学先確認通知 40名 【令和3年度】入学確認通知 新小学1年生138名 新中学1年生105名就学先確認通知 118名  (2) 日本語指導の実施日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語指導を受けた児童・生徒】令和元年度 小学校29校 58名 中学校17校 31名 計46校 89名令和2年度 小学校43校 95名 中学校17校 31名 計46校 89名令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名令和3年度 小学校43校 95名 中学校15校 21名 計53校 96名 関連事業 こども日本語教室(地域文化部地域振興課事業推進係)	
今後の 取組	通知の送付回数を増やし、引き続き区立学校への入学意思の確認、就学 先の把握に努める。 日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。 日本語指導終了後の支援について検討する。	
所管課	学務課、教育指導課	

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	家庭環境に関わらず、教育の機会均等を図るために、学習支援事業および就学援助制度を推進してほしい。特に、ヤングケアラーの実態を掌握し、対応してほしい。福祉や保健等の関係機関とのつながりを強化し、要支援家庭の把握に努めてほしい。 親の事情により満足な食が与えられない子どもたちがいる。恒常的に困窮する子どもたちを支援するために、配食等の方法が考えられる。 外国人児童・生徒のための日本語指導や学校案内の多言語化は必要な視点である。今後も、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられる取組を推進してほしい。
昨年度の主なの主ない 現在取り の方向性	就学援助制度の周知は区報、区ホームページの他、保護者に対しては、学期ごとに学校から就学援助制度のお知らせを配付するなど周知の強化に努めている。引き続き適正に就学援助制度を運営していく。「中3勉強会」利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の全てが進学し、そのほとんどが、入学後休まずに進学先に通っていると回答している。また、中3勉強会に参加したことで、「勉強する習慣ができた」、「苦手科目が減り、前よりできるようになった」、「受験(受検)に役に立った」とのご意見をいただいた。引き続き、生徒一人ひとりに適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。区立学校への入学意思を確認する通知は多言語化し、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう取り組んでいる。日本語指導終了後の児童・生徒の習得状態をより詳細に把握し、支援の充実を検討していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	「中3勉強会」の修了者が毎年全員進路決定をしている実績は、評価できる。中1、中2生への拡大を検討するとともに、子どもたちの教育が平等に支援できる体制づくりを引き続き行ってほしい。ヤングケアラーの調査結果に基づき、適切な支援を進めてほしい。外国籍、母国語が異なる子どもたちの増加について、専任の人材を配置し、福祉、教育、保健など多岐に渡る分野の横断的な検討のもと、対策に取り組んでほしい。外国人も含め、様々な家庭環境で育つ子どもたちに、多種多様な支援を行い、成果を上げていることは評価できる。支援活動の中で、スクールソーシャルワーカーの存在も大きいと感じる。様々な役割の大人が一人一人の子どもと関わっていく体制を、今後も継続して行ってほしい。

	3 - 障害	<b>售のある子どもたちなどへの支援</b>
重点施策	概要	子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

	項目1 障	項目1 障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援 学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向 上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。	
主な取組	事業成果	(1) 副籍交流の実施 知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に一部制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。また、対策を講じながら、学習発表会や授業の見等を行った。また、オンシラインでのボッチャ大会交流、展覧会での作品掲示、児童・生徒の自己禍でありながらも工夫しながら交流の作品掲示、児童・生徒の自己禍でありながらも工夫しながら交流の充実を図ることができた。さらに、副籍事例集を作成し、区ホームページの掲載や学校への周知を行うことによって、児童・生徒や教員・保護者に対して、副籍交流制度の理解向上を図った。 (2) 研修会の実施【今和元年度】特別支援教育可修会を年間1回実施・特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施・新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1可接教育コーディネーター研修会を年間1回実施、1回実施会を年間1回実施。	
	今後の 取組	引き続き、ICT機器を活用するなど交流学習と副籍交流および特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。	
	所管課	学務課、教育指導課	

	項目2 ICTを活用した学習支援の推進		
	目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。	
	事業成果	教室のICT環境の整備とあわせ、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配付を完了した。 【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配付した。 【令和3年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。	
	今後の 取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。また、特別 支援教育に効果的なデジタル教材等の導入を検討する。	
	所管課	教育施策課、教育指導課	
	項目3 医	療的ケア児支援体制の充実	
	目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」 に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。	
主な取組	事業成果	平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。令和2年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末の新支援方針策定を目指し、検討を開始した。また、訪問看護ステーションとの協働による支援体制を確立した。  【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和元年度 小学校6校、学童クラブ3館、保育園1園合計10名令和2年度 小学校10校、学童クラブ4館、保育園4園合計18名	
		令和3年度 小学校5校、中学校2校、学童クラブ5館、保育園3園 幼稚園2園 合計18名 令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年	
	今後の 取組	度末に新支援方針策定し、令和5年度から保護者ニーズ等を踏まえた支援 の拡充を図る。 医療的ケア児が安心して通園できるよう、近隣保育園が受入園をフォロ ーできる体制を構築する。	
	所管課	学務課、子育て支援課、保育課	

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	コロナ禍で制約がある中でも、Zoomを使用したオンラインでの交流を図ったり、副籍交流を積極的に行っていることが伺えた。今後は保護者も交流できるように周知する機会を増やしてほしい。障害理解のために副籍交流や研修会の実施、ICTを活用した学習支援、医療的ケア児支援体制の充実等、効果的な取組が行われている。就学相談の改善、校内外の支援体制の整備、教員の専門性の向上等、効果的な取組を引き続き推進し、特別支援教育の一層の充実を図ってほしい。ICT環境が整備され、タブレットを利用した学習が可能となった。今後はアプリ等の教材を的確に用意してほしい。国に先行して医療的ケア児への受入れ児童数が毎年増えていることは評価できる。引続き拡大してほしい。障害のある子どもを持つ保護者の困りごとを聞く機会を増やしてほしい。
昨年度の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	副籍交流について、引き続きコロナ禍においても効果的に交流を実施できるよう、今後も取り組んでいく。また、必要に応じて保護者も交流に参加できるよう、特別支援学校での交流教育連絡会等を通じて周知を図っていく。外部講師を招き、特別支援教育に関する研修を継続的に実施し、教員の専門性向上を図っていく。文部科学省が進めている実証事業に参加し、デジタル教科書による教育効果の検証を行っている。今後、国や都の動向を踏まえ、練馬区におけるデジタル教科書の導入を検討する。医療的ケア児の支援については、令和4年度に新支援方針を策定するため、保護者アンケートを実施した。令和5年度から保護者ニーズ等を踏まえた支援を拡充する。医療的ケア児が安全で安心して過ごせる環境整備にも取り組む。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	障害のある子どもが将来、少しでも自立して生活できるような環境の整備に尽力してほしい。具体的には、中3で行われる進路指導で、教員が保護者や生徒に、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子どもでも、自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしい。副籍制度で、通学区域学校へ登校が実現できた子どもたちの体験、事例を可能な限り報告して、ほかの子どもたち、保護者たちに知らせてほしい。ICT機器を活用した副籍交流の更なる拡充を期待する。医療的ケア児への支援は高く評価できる。医療的ケア児が限られた施設でなく近隣の地域の施設に通えるように、引き続き保護者のニーズを踏まえた拡充を期待する。

# ○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

	1- 相	談支援体制の充実
重点施策	概要	子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充		
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができ る環境を整備する。	
	事業成果	公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまぴよぴよ利用実績 配置か所 【令和元年度】 22,504人 7か所 【令和2年度】 21,670人 7か所 【令和3年度】 23,592人 7か所 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば(にこにこ)に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置 【令和3年度】2 か所配置(新規配置なし)	
主な取	今後の 取組	令和5年度におひさまぴよぴよを新規開設し、相談員を配置する。引き 続き「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図ってい く。	
組	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター	
	項目2 オ	ンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活 用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。	
	事業成果	令和2年5月より、子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】109回実施 延べ1,096人参加 【令和3年度】191回実施 延べ2,284人参加 令和2年度・3年度に、web会議システムを活用したオンラインこどもカフェを実施した。 【令和2年度】全8回開催 親子延べ20組参加 【令和3年度】全8回開催 親子延べ29組参加	
	今後の 取組	引き続きオンラインひろばを実施し、令和4年度からは6か所の保健相談所とコラボ講座を実施するなど内容の充実に取り組む。	
	・	設所とコフホ調座を実施するなど内谷の元美に取り組む。 こども施策企画課、子ども家庭支援センター	
	加口的	しているが上口が、「しつかに入りなし」	

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	育児の孤立化や虐待の防止を目的として、「おひさまぴよぴよ」や「にこにこ」の実施および相談員の配置を着実に行っている。引続き、相談員を拡充してほしい。ネットでのオンライン相談、家族もお馴染みのカフェでの親子の交流や子育て相談等、それぞれの選択でつながる工夫はよい。オンラインひろばや練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施して、自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるように工夫していることは評価できる。今後も拡充してほしい。練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催し、感染症対策を施した上で交流の場を提供していることは評価できる。孤立化しやすい在宅子育て世帯を継続して支援してほしい。
昨年度の主なの主な明	令和5年度におひさまぴよぴよを新規開設し、相談員を配置する。また、令和4年度は、新たに2か所の「にこにこ」へ相談員を配置した。今後も引き続き相談員の拡充を行っていく。
で見に取りは	コロナ禍において外出を控えている親子や、遠方で参加するのが難しい親子が、自宅に居ながら気軽に相談や保護者同士の交流ができるよう、引き続きオンラインひろばを実施していく。
の方向性	練馬こどもカフェ「オンライン版」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、練馬こどもカフェが開催できなかった場合の代替処置として実施した。今後も、感染状況を踏まえ、必要に応じて実施する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	子育てのひろばは、育児への不安や悩みを気軽に話すことができる場所だと思う。悩みが深くなり、他人に話すことができなくなる前に相談員がいることで、すぐに解決したり安心できると考えられる。 子育て家庭との相談支援は、学校教育支援センター、子育てのひろばなどの施設で「待つ」体制だけでなく、支援を必要としている家庭に手を差し伸べていく姿勢を大切にしてほしい。オンラインひろばも定着していて、実施回数を増やしたことによって着実に参加者が増えていることを評価する。対面やオンラインなど、相談方法の多様化も大切な視点だと思うので、引き続き相談を求める保護者への支援を実施してほしい。

	1- 新	しい児童相談体制の充実
重点施策	概要	「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

	項目1 都との連携強化		
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。	
主な取組	事成業果	令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護、家庭復帰後の親子支援につながるなどの成果が上がった。練馬区虐待対応拠点における都区連携実績【令和2年度】236件(令和2年7月から令和3年3月まで)【令和3年度】325件平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき区の管理職(通年1人、月2回1人)および一般職員(通年2人)の都児童相談センターへの滅遣を実施した。令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案の対応を行っている。都児童相談センターからの事案送致数の推移【令和元年度】94件(令和元年10月から令和2年3月まで)【令和2年度】232件【令和3年度】441件令和3年度】441件令和3年度】441件。令和3年度】441件。分和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う新たな取組を開始した。	
	今後の 取組	東京都が、令和6年度に(仮称)都立練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、都区の緊密な連携を更に深め、支援の必要な家庭に対し、迅速かつ的確な対応を図っていく。	
	所管課	子ども家庭支援センター	

項目2 子	項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実		
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。		
事業成果	前年度に引き続き、令和3年度も相談員を5名増員し、児童虐待案件だけでなく、増加する子育ての悩みや養育不安等の相談にも丁寧な対応を行った。  児童相談件数 職員数(うち相談員) 【令和元年度】 6,589件 53人(34人) 【令和2年度】 7,518件 61人(39人) 【令和3年度】 9,532件 65人(44人) スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所0B(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施した。 施設でのショートステイ事業に加えて、登録家庭による「家庭型子どもショートステイ事業」を令和3年1月から実施した(登録家庭:9家庭)。 児童相談業務における、対面による新型コロナウイルス感染の懸念の解消策として、ビデオ通話システムを活用することで、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができる環境を整備した。初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致で急増している面前DVに担当する係を新設した。		
今後の 取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。 児童相談業務は訪問等による対面を原則とするが、コロナ禍に応じた取り組みとして、引き続きビデオ通話システムを活用する。		
所管課	子ども家庭支援センター		

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	「練馬区虐待対応拠点」を設置して、都区の日常的な情報共有、虐待発生時の合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援等、成果を上げていることは評価できる。親子支援の更なる強化に努めてほしい。区独自の虐待対応拠点については良い取組だと思う。今後も一人でも多くの家庭・子どもが救われるように努力してほしい。相談件数の増加に伴い、相談員の増加も図っていることは評価できる。スーパーバイザーからの助言は、相談者や職員にとって心強いものである。引続き、スーパーバイザーと協働した取組を期待する。子ども家庭支援センターでの相談数の増加実績をみても、確実に対応していることがわかる。コロナ禍のなかで家庭内の混乱、生活不安から起きるDVや虐待等の通報が届きやすくなっているか、ショートステイの対象を生後2ヶ月からとしていることは、それほどセンターの働きが必要とされているということだろう。
昨年度の主な 意見に対しる 現在取り組ん でいるこう 今後の方向性	練馬区虐待対応拠点の設置によって都区の専門職員による日常的な情報 共有が可能となり、迅速な一時保護につなげるなど、都区連携は確実に 成果を上げている。都区連携のもと親子支援の更なる強化に努めてい く。 スーパーバイザーの助言・指導により体制強化が図られている。 今後も都からの事案送致数の増加が予測され、増加する児童相談に対応 するため、区子ども家庭支援センターの体制強化と都児童相談センター との連携をさらに深める。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	都と共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の連携が強まり、成果をあげていることを評価する。東京都練馬児童相談所(仮称)を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置することで、児童虐待への対応の充実・強化につながることを大いに期待する。今後は、相談に来ない保護者の発見などにも力を入れ、子どもたちが安心して生活できる仕組みづくりを検討してほしい。児童相談の事例においては、当事者の子どもとその保護者へのアプローチを常に視野に入れて、親たちの生育環境、子どもへの向き合い方などその背景への配慮が大切である。都区職員の直接的な相互連携を期待する。また、引き続き、区の専門職員の充実を進めるとともに、継続的なかかわりを必要とする事例への支援体制の充実も望む。

	1 - 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
重点施策	概要	発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども 家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害など の特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。 ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実			
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を 提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。	
主	事業成果	平成30年4月より5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。 【令和元年度】4施設月2回実施、1施設月1~2回実施 【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1~2回実施 【令和3年度】4施設月2回実施、1施設月1~2回実施 令和2年度よりファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。	
	今後の 取組	令和4年度からは「のびのびひろば」の実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。 引き続き、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート 事業における軽度障害児の受入れを実施する。	
	所管課	子ども家庭支援センター	
な 取	項目2 障害児保育の充実		
¥組	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所 の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。	
	事業成果	認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。なお、私立保育所への巡回指導は令和3年度から開始している。 【令和元年度】区立保育所巡回指導回数 174回 【令和2年度】区立保育所巡回指導回数 171回 【令和3年度】区立保育所巡回指導回数 171回 私立保育所巡回指導回数 179回 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和元年度】10件 受講者数668名 【令和2年度】3件 受講者数191名 【令和3年度】7件 受講者数588名	
	今後の 取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 私立保育所に対して、説明会や施設訪問を行い、巡回指導以外にも障害 児について相談できる機会を設け、受入れに繋げていく。	
	所管課	保育課	

項目3 ひとり親家庭等への支援		
	目標	ひとり親家庭等に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の 一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組	事成業	【令和元年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 5,318人 児童育成手当 7,528人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人 【令和2年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当 5,055人 児童育成手当 7,275人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人 【令和3年度末現在】 支給対象児童数 児童対象児童数 児童育成手当 7,019人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 2,911世帯 4,111人
	今後の 取組	生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	発達の不安や障害のある親子支援、障害児保育、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもたちと家庭への取組を、継続的に充実させている。引き続き、保護者が身近に相談できる場所の提供等に取り組んでほしい。ファミリーサポート事業に軽度障害児受入れを開始したことで、保護者の負担の軽減につながっていると考えられる。今後の成果を期待する。支援すべき子どもたちやその家族との信頼関係の構築に努めてほしい。また、ひとり親家庭以外でも、家族の疾病等による経済的困窮も考えられるため、多面的な支援を検討してほしい。ニーズの掌握と要支援家庭を見逃すことがないよう、体制を強化してほしい。
昨年度の主な 見に対組の 現で後の方向性	こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子を対象とした「のびのびひろば」を実施し、孤立化を防止するほか、必要な支援につなげていく。ファミリーサポート援助会員に対し障害児研修を継続して実施し、軽度障害児受入れの担い手を確保する。保育施設に対する巡回指導や説明会、施設訪問を実施し、障害のある子どもたちが安心して園生活を送れるよう支援するとともに、障害児の受入拡大を図っていく。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、引き続きひとり親家庭への支援に取組むとともに、障害のある家族がいる家庭への手当や医療費助成の周知に取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	親子が自由に遊べる「のびのびひろば」に加えて、親と離れて過ごせる通所施設の開所を検討してほしい。親がレスパイトできる時間の確保により、虐待の防止につながると考えられる。ヤングケアラーの実態調査から、支援のニーズがみえてきたのは評価できる。当事者が困難なことと受け止めずに家族間で努力していることもみえてきたが、本来は学業の遅れを取り戻し、進路への支援を受けるべきであり、専任の支援者を配置して丁寧に対応していく必要がある。障害児保育のサービス向上のために、私立保育所への巡回指導を開始したことは評価できる。障害も多種多様になってきている。区内すべての保育職員向けの研修を進めるなど、引き続き障害について学ぶ機会を作るよう努めてほしい。ひとり親家庭が求める支援は多様であると思われるが、引き続き児童扶養手当の支給等経済的な支援を行うとともに、情報の支援、子育て上の支援などは、福祉部などと引き続き連携し、対応してほしい。

# 2 子どもの教育・保育の充実

	2 - 家	庭での子育て支援サービスの充実
重点施策	概要	民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設します。子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。

	項目1 練	馬こどもカフェの拡充
主な取	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支 え合う環境づくりを推進する。
	事業成果	令和元年度に事業を開始。民間のカフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大する。 【令和元年度】3か所 全40回開催 親子延べ171組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は開催中止)【令和2年度】5カ所 全25回開催 親子延べ93組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4~6月および令和3年1月~3月21日は開催中止) この他オンライン版を全8回開催 親子延べ20組参加 【令和3年度】6か所 全60回開催 親子延べ188組参加 この他オンライン版を全8回開催 親子延べ29組参加
	今後の 取組	令和4年度は新たに1か所開始するとともに、自主運営型練馬こどもカフェの試行・検証を行っていく。
組	所管課	こども施策企画課
	項目2 子	育てのひろばの増設
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して 子育てのできる環境を整備する。
	事業成果	0~3歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまぴよぴよ」を整備している。 子育てのひろばおよび「おひさまぴよぴよ」の設置状況(各年度末時点) 子育てのひろば おひさまぴよぴよ 【令和元年度】公設 11か所/民設 16か所 7か所 【令和2年度】公設 11か所/民設 16か所 7か所 【令和3年度】公設 11か所/民設 15か所 7か所
	今後の 取組	令和4年度は、新たに民設子育てのひろばを開設している。引き続き子 育てのひろばと「おひさまぴよぴよ」の拡充に取り組んでいく。
	所管課	子ども家庭支援センター

	項目3 公	園等を活用した外遊びの取組
主な取組	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備 する。
	事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験 の場を提供している。 【令和元年度】参加者数 16,125人 【令和2年度】参加者数 12,895人 【令和3年度】参加者数 14,602人
	今後の 取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成 長を支援する。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	各サービスの利用が困難と思われる多胎児家族や保護者が疾病の家庭等に向けた支援について、アウトリーチはどうすべきか検討してほしい。練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまぴよぴよ、公園等を活用した外遊びの取組は、保護者の交流および子どもの心身の発達や社会性を育むために重要である。引続き充実させてほしい。
昨年度の主な 意見に対して 現在取り組ん でいること、 今後の方向性	病気や多胎児家族を抱える等を理由に、サービスを利用できない保護者に対しては、相談員がアウトリーチによる相談支援を実施するとともに、関係機関が実施するサービスに繋げていく。 店舗自ら子育て講座等を行う、自主運営型の練馬こどもカフェを試行・実施する。 引き続き、練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまぴよぴよ、公園等を活用した外遊びの取組を拡充する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	練馬こどもカフェの取組は、若い保護者の子育て支援にとても役立っていると思う。ぜひ、検証し効果が認められれば、いろいろな個所に設置してほしい。 未就園児を育てている家庭に向けて、区内各地の子育てのひろば、おひさまぴよぴよ、練馬こどもカフェ、さらにオンラインによる個別相談など、様々な事業が充実している。 練馬こどもカフェの開催数が増えたことにより、参加者数もコロナ前に戻りつつある。講師を依頼すると回数に制限がかかる。子育て講座がなくても、保護者同士の交流を図る場として、月1回のペースでなく、週1回の開催となるよう進めてほしい。 外遊び体験では、子どもたちが外遊びをしたいときにいつでもできる環境作りに取り組むとともに、子どもだけでも参加できる場の提供を引き続き検討してほしい。

重	2 - 練馬こども園の充実		
<b>皇</b> 点施策	概要	幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0~2歳児の 預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大しま す。	

	項目1 練	項目1 練馬こども園の拡大		
主な取組	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保 育サービスが選択できる		
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型(9時間以上11時間未満)および低年齢型(0~2歳)を創設した。 【令和元年度】認定園数:20園(定員:1,429名) 新規認定:4園(標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園(うち1園は、標準型として既に認定している園と重複)) 【令和2年度】認定園数:22園(定員:1,569名) 新規認定:2園(標準型1園、短時間型1園) 【令和3年度】認定園数:25園(定員:1,689名) 新規認定:3園(短時間型2園、低年齢型1園(標準型として既に認定している園と重複))		
	今後の 取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。		
	所管課	こども施策企画課		

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	練馬こども園が毎年確実に増えていること、短時間型保育や低年齢型を導入していることから、待機児童ゼロを目指してきた努力がみられる。引続き、保護者の要望に寄添いながら保育の質の向上にも努めてほしい。 幼稚園の機能を持ちながら教育時間の前後の預かり保育制度が充実してきて、保護者が安心して一定時間まで働くことができる練馬こども園の存在は大きい。練馬区の子育て支援の充実を担っていると言える。今後は、地域に標準化して練馬こども園が開設されていくことも大切である。 練馬こども園の認定園や定員の拡大および保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供が計画的、継続的に行われている。 適切な教育・保育サービスがなされるように支援を強化してほしい。
昨年度の主な 意見に対して 現在取り組ん でいること、 今後の方向性	引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。 幼稚園教諭が保育園での保育活動に参加するなど、区の仲介(橋渡し)による交流事業を通じて、各園の職員の資質・能力の向上に努めている。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	認定園と定員の拡充が進んでいることは評価できる。それに伴い保育士が増加する中で、保護者や子どもたちに寄り添えるよう、保育の質の向上にさらに力を注ぐとともに、安全対策の強化にも努めてほしい。 働く保護者たちのニーズにあわせて、長時間の預かり保育が可能となる練馬こども園をさらに充実させることが望まれる。 男女平等に働くことが求められている中で、練馬こども園の充実は今後ますます必要になると思う。練馬区の保護者や子どもたちのためにもぜひ事業の充実を目指してほしい。

	2- 保育サービスの充実		
重点施策	概要	保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、 定員を拡大します。 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を 推進します。 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水 準の向上を図ります。	

	項目1 保	育施設の定員拡大
	目標	認可保育所198所(定員16,570名)
	事業成果	保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、2年連続で待機児 童ゼロを達成した。 【令和2年4月1日現在】 認可保育所 181所(定員15,601名) 待機児童数 11名 【令和3年4月1日現在】 認可保育所 190所(定員16,218名) 待機児童数 0名 【令和4年4月1日現在】 認可保育所 197所(定員16,780名) 待機児童数 0名
	今後の 取組	待機児童ゼロを継続できるよう、令和5年4月に向けて、認可保育所9か所、410名の定員拡大を図る。
	所管課	保育課
主	項目2 窓	口や保育施設のICT化の推進
な取組	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所(委託園)におけるICTの導入推進
	事業成果	令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。また、保育課窓口のweb予約や入園申込の手続き案内動画の配信を行った。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。導入初日だけで延べ1,200人以上の利用があった。令和2年度に区立委託園(1園)でICT(登降園時刻の管理、連絡帳、お便り、身体計測記録、保育日誌等の事務をデジタル化するシステム)の試行導入を開始した。令和3年度に区立委託園(20園)でICTを導入した。
	今後の 取組	引き続き、"保活"の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。 区立委託園(残りの7園)および区立直営園へのICT導入を進める。 新設する私立認可保育所に加え、ICT未導入の既存保育施設に対する導入費用の補助制度を活用し、ICT導入の働きかけを強化する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

	項目3 保	項目3 保育サービス水準の向上		
主な取組	目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水 準の向上を図る。		
	事業成果	区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。 【令和元年度】区立保育園 18件 私立保育所等 26件 【令和2年度】区立保育園 20件 私立保育所等 48件 【令和3年度】区立保育園 22件 私立保育所等 50件 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。 【令和元年度】私立保育所等 270施設 402回 区立委託園 22園 368回 【令和2年度】私立保育所等 272施設 272回 区立委託園 24園 536回 【令和3年度】私立保育所等 284施設 327回 区立委託園 26園 549回 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 【令和2年度】22回 受講者数1,302名 【令和3年度】36回 受講者数2,590名 東京都指定キャリアアップ研修を令和4年度から練馬区で実施するための検討を行った。		
	今後の 取組	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や 巡回支援を行う。 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくととも に、職員の処遇改善に繋がる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で 実施する。		
	所管課	保育課、保育計画調整課		

昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)	待機児童ゼロの達成、諸手続きのICT化の拡充、第三者評価の促進は評価できる。引続き、第三者評価受審促進と保育サービス推進を強化してほしい。窓口対応の省力化によって得られたゆとりを保育の充実に向けていくことが期待される。ICT未導入の保育施設への早期導入に努めてほしい。保育所増加、保育士増員に伴い、保育士の東京都指定キャリアアップ研修の実施に向けて早期対応してほしい。
昨年度の主 見に 現在取り 記 の方 向性	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を 行うなど、保育サービス水準の向上に努める。 窓口来庁者数は減ったものの、郵送で提出された申請書類に不備が多 い。入園選考の簡素化を検討するとともに、オンライン申請へのシフト を促し、申請の不備を減らしていく。 新設する私立認可保育所に加え、既存のICT未導入の保育施設に対し、 導入事例等を紹介した冊子「What's Hoiku ICT?」の配布および 導入費用の補助制度を活用し、ICT導入の働きかけを強化する。 令和4年度から東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	待機児童数ゼロが続いていることは大変評価できる。一方で、入園希望者が減少に転じた時の対応も検討しておいてほしい。今後は保育環境、多様な子どもたちの受け入れ、充実が期待される。空き教室があれば、地域のために活用してほしい。「保育指数シミュレーション」機能の追加は、子育て世代の保護者にとって、手続きの不便さを解消したよい取り組みである。ICTの導入により保育士の事務作業が減ったことで、子どもと向き合える時間のさらなる確保が可能となり、保育の質の向上が期待される。 保活の入り口から入園後までの全ての手続きを、区役所に行かずに行える仕組みづくりを進めるなど、意欲的な取り組みを評価する。一方で、実際に保育園に見学に行ったり説明を直接聞きたい保護者もいるので、引き続き対面での相談もできるよう配慮してほしい。

# 3 子どもの居場所と成長環境の充実

重	3 - 安	全で充実した放課後の居場所づくり
<b>基点施</b> 策	概要	学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団 ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に 行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

	項目1 ね	りっこクラブの拡大
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができ る環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
主な取組	事業成果	【令和2年4月1日現在】 実施校数 27校(新規実施8校:仲町小、練馬小、光が丘春の風小、 光が丘秋の陽小、石神井東小、 大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小) 【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校(新規実施10校:開進第一小、開進第二小、 開進第四小、練馬第二小、練馬東小、 旭町小、下石神井小、大泉第一小、 大泉第六小、大泉南小) 【令和4年4月1日現在】 実施校数 45校(新規実施8校:豊玉第二小、中村小、北町小、 光が丘夏の雲小、石神井西小、 大泉小、大泉東小、大泉北小) <その他> ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了 後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する 「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実 施した。
	今後の 取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	保育園待機児童ゼロを目指しながら、学齢期における学童クラブの待機児童ゼロを目指して、放課後居場所事業も早期から計画的に進めてきたことが伺える。 子どもたちの安全で楽しい放課後の居場所を充実させるために、ねりっこクラブの拡大やねりっこプラスの実施を推進していることは評価できる。引き続き、拡充を進めてほしい。 教員と学童クラブ等のスタッフが双方で意見交換できる機会の設定を検討してほしい。
昨年度の主な 意見に対组 現在取り組と で今後の方向性	令和5年4月に向けて、新たに7校(南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小)でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 各ねりっこクラブにおいては、毎月小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターも参加し事業運営に関する情報共有や意見交換を行っている。一人一人の児童についての教員と職員の情報交換は、学期に一回程度会議を設定、課題のある児童については日常的に様子を話す機会を設けている。 また、学校応援団やPTA、主任児童員や青少年委員など地域の方々にも参加いただき、ねりっこクラブの運営や地域の児童の様子などに関する意見交換を行う運営協議会を、年二回実施している。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	子どもの多様な居場所づくりの必要性が高まっている現在、この事業はとても大切なものだと思う。様々な大人の目で見た子どもに関する情報をどのように共有し、子どもの育成に活用できるかについても大切な視点となるので、意見交換会を今後も実施してほしい。ねりっこクラブが着実に拡大できていることは評価できる。引き続き推進してほしい。「ねりっこクラブ」や「ねりっこプラス」という取り組みで、学童クラブにおける待機児童ゼロに向けての努力が伺える。小学校との連絡会議、情報交換会、運営協議会を定期的に開催し、児童一人ひとりの情報共有を行っていることを評価する。

	3 - 児	童館機能の充実
重点施策	概要	乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を 受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実		
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。	
	事業成果	児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置 【令和3年度】2か所配置(新規配置なし) 保健相談所等の子育て関連施設への出前児童館を実施した。 【令和元年度】保健相談所と調整・試行実施 【令和2年度】子育てのひろば「ぴよぴよ」と児童館とでペアをつくり連携を開始新型コロナウイルス感染拡大防止のため出前児童館の実施は縮小したが、乳幼児親子の居場所を紹介した冊子を児童館が作成し、保健相談所と「ぴよぴよ」にて利用者へ配布【令和3年度】4か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施子育て応援パンフレットをリニューアルし、各児童館・児童室で配布	
主な取る	今後の 取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て 支援施設であることをPRしていく。	
組	所管課	子育て支援課	
	項目2 中	高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。	
	事業成果	中高生の居場所と自己実現の場として平成18年度に開始した事業で、平成28年度からは全児童館で実施し、交流や音楽活動等を行っている。令和元年度から、皆で食べ(飲み)ながら、皆で話し、児童館職員が個々の児童に寄り添うことで、「相談」機能を強化する「中高生カフェ」を実施している。 【令和元年度】検討、11館で試行実施 【令和2年度】6館で実施(飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小) 【令和3年度】全17館で実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食は個包装の菓子や水分補給に限定して実施)	
	今後の 取組	新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施を進める。	
	所管課	子育て支援課	

昨年度の点検・	児童館が、障害のある児童・生徒や、特に目的がなくても中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。
評価における	児童館の機能を充実させて、乳幼児保護者が気軽に相談・交流できる場や、中高生が自己実現の場として様々な活動ができる取組を進めていることは評価できる。
主な意見(教育	子育て中の家族から中高生まで、年齢層を超えた交流や、他校の児童とのふれあいも期待できる。これからは、対人関係を学ぶ各世代での自由な交流の場として、児童館の働きにはたくさんの可能性があると言える。
委員・有識者)	中高生の居場所づくり事業として多感な年齢に対応できるよう、引き続き児童館職員のスキルアップ研修に取組んでほしい。
昨年度の主な 意見に対り組ん でいること 今後の方向性	令和4年度は、新たに2か所の「にこにこ」へ相談員を配置した。今後も引き続き相談員の拡充を行っていく。 区内の高校に対し、リーフレット配付やポスター掲示等で中高生事業の PRを行っていく。 HSC(敏感、繊細な子供)研修やヤングケアラー研修等を実施し、様々 な児童や中高生に対応できるよう、引き続き、職員のスキルアップを 図っている。

評	価	特記事項
点検・評価欄	2	児童館が、中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。 子育てのひろば「にこにこ」はとても良い趣旨で行われていると思う。仕事等で参加できない保護者への対応をどうするか、例えば相談だけでもオンラインで行うなど、可能であれば実施していただきたい。 児童館は、子育て中の家族から中高生までの、年齢を超えた交流が期待できる。今後は対人関係を学ぶ、世代間の自由な交流の場として多くの可能性を期待したい。また、職員の専門性スキルアップの機会も増やしてほしい。ネット環境が充実している中で、対面で他人と交流する必要性を感じる。未就学の親子ひろばや、小中学生のイベント、中高生居場所づくり事業を周知して、地域の児童館に利用者が拡充していくことを期待する。 職員の資質向上、相談員の拡充、効果的なPRを通して、引き続き機能強化を図ってほしい。 中高生の居場所づくりについては、様々な課題があると思うが、中高生の意見を取り入れながら改善していくことも検討してほしい。

	3 - 青	少年の健全育成・若者の自立支援
重点施策	概要	区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。 若年無業者(ニート)やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

	項目1 青	頁目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進			
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の 活動を進める。			
	事業成果	青少年育成地区委員会(17地区)では、青少年の健全育成のため、野外活動(キャンプ、いも堀り等)、文化事業(カルタ大会、折り紙教室等)や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。 【令和元年度】実施事業数 271事業 参加者延人数 68,290人 【令和2年度】実施事業数 59事業 参加者延人数 4,121人 【令和3年度】実施事業数 121事業 参加者延人数 23,010人			
	今後の 取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性 を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。			
	所管課	青少年課			
	項目2 青	年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進			
主	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者 が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。			
主な取組	事業成果	小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和元年度】初級受講生210人、中級受講生88人 【令和2年度】初級受講生162人、中級受講生88人 【令和3年度】初級受講生153人、中級受講生90人 ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15~23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 【令和元年度】計3回 (登録者:83人) 【令和2年度】中止 (登録者:84人) 【令和3年度】計3回 (登録者:86人) 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 【令和元年度】1講座 参加人数延30人 【令和2年度】4講座 参加人数延151人			
	今後の 取組	ジュニアリーダーや青年リーダーの養成講習会において、様々な地域活動を体験するなど内容を充実する。また、若者が青少年育成地区委員会や 学校等の地域活動に携わる機会を増やすため、働きかけを強化していく。			
	所管課	青少年課			

	項目3 若者の自立に向けた相談・支援		
主な取組	目標	若年無業者(ニート)やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。	
	事業成果	就労が困難な若者等(15歳~49歳)に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を引き続き実施した。コロナ禍の状況もあり、オンラインを取り入れたプログラムやオンラインの使い方を学ぶプログラム等を取り入れた。相談内容に応じて、福祉事務所や保健相談所などと連携し対応している。就労や短期アルバイトの受入れ先企業の拡充も引き続き行った。 【令和元年度実績】相談・支援 延べ4,066人 進路決定者数 76人令和元年度から対象年齢の上限が39歳から49歳に変更。 【令和2年度実績】相談・支援 延べ3,578人 進路決定者数 35人 【令和3年度実績】相談・支援 延べ3,552人 進路決定者数 62人 居場所では、不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方(15歳~49歳)を対象に、自立支援スタッフが悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援している。居場所の中では、利用者が参加しやすいプログラム(少人数制)を取入れ、自信をつける、居場所職員だけでなく他の利用者に話しかける、会話をする等と段階を経て成長できるようなステップアップを図り、社会とのつながりを築いていく。(令和2年6月開設)【令和2年度実績】開所日 193日 利用者 実人数123人 延べ利用者数1,428人【令和3年度実績】開所日 193日 利用者 実人数149人 延べ利用者数1,573人	
	今後の 取組	居場所やねりま若者サポートステーションの周知について、区報だけではなく、SNSやHP等も効果的に利用して周知していく。就労先を増やすべく、企業説明会や商工会等にもアピールしていく。 居場所の利用者が段階を経ながら成長していき、社会とのつながりを再構築できるように、関わり方やプログラムを必要に応じて見直していく。	
	所管課	青少年課	

昨年度の点検・ 評価における 主な意見(教育 委員・有識者)	区民と協働して、青少年育成地区委員会、ジュニアリーダーや青年リーダーの養成、若者が企画・運営に携わる取組が継続的に実施されている。 青少年育成活動は、地域での協働を進める可能性につながるもので、地域の大人たちと子どもの協力関係をつくる機動力になる。 社会とのつながりを失っている方に対する、社会とつながり直す機会の提供は評価できる。セミナーの実施、青少年館内の居場所づくり、相談・支援など、引き続き拡充してほしい。また、オンラインの活用も充実してほしい。
昨年度の主なの 意見在取り 記を で後の 方向性	この2年間は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、なかなか活動できなかったが、練馬区教育・子育て大綱に基づき、青年リーダー等が企画・運営に携わる取組を強化していく。また、今後は地域活動へつなげられるよう、青少年委員と連携して取り組んでいく。相談者の状況に応じた講座を引き続き実施していく。また、メンタルへルス相談等のプログラムではオンラインも活用してきたが、今後も引き続き、取り組んでいく。

	評価	特記事項		
点検・評価欄	2	地域という概念が薄れていく時代の流れの中で、少しでも子どもたちが「地域」を大切にしようとする取り組みは評価できる。特に、限られた地域の方々の献身的な取り組みや、活動に参加しているリーダーの子どもたちへの褒賞も積極的に行うなど、地域の活動を盛り上げる必要性を感じる。 17地域の青少年育成地区委員会に所属する委員は、コロナ禍においても、可能な限り活動計画を実行している。就労に向けた講座、体験、セミナー等の実施により、進路決定者がいることが喜ばしい。若者が社会から孤立することないよう、家族だけの負担にならないような支援体制を引き続き築いてほしい。若年無業者やひきこもり状態の若者に対する自立支援が成果につながっていることは評価できる。職員のスキルアップを図りつつ、引き続き推進してほしい。		

#### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。 教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

# 主な取組

## 令和3年4月

・区立小中学校および区立図書館に温度計付きアルコールディスペンサーを設置

## 令和3年5月

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、 その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき 支給(児童1人につき5万円)。

## 令和3年6月

・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

## 令和3年7月

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の 支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、 その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき 支給(児童1人につき5万円)。

## 令和3年8月

・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

#### 令和3年9月

・モバイルルータの貸与

感染の不安等により欠席する児童・生徒へのオンライン授業の実施にあたり、家庭に Wi-Fiがない児童・生徒に対して、児童・生徒用タブレットの通信データ量の不足に対応 するため、モバイルルータの貸出しを実施

・全区立図書館に図書除菌機を設置(9月下旬~)

#### <u>令和3年10月</u>

- ・オンライン授業の充実のため、区立小中学校にWebカメラを追加配備
- ・各区立図書館の対面朗読室に空気清浄機およびパーテーションを設置(10月1日~)
- ・保活支援サービスで「保育指数シミュレーション機能」を全国で初めて提供開始 LINEで約30問(所要15分程度)の質問に答えるだけで、入園選考の基準となる 「保育指数」を場所や時間にとらわれずに試算可能になった。既存の保育園 検索機能とも連携し、試算した保育指数と同じ指数以下の人が前年4月に入園 した保育園を絞込検索できるようになった。
- ・区立保育園(36園)ヘリモート会議等のためのタブレット端末を各園2台配備

#### 令和3年11月

・区内保育施設へ使い捨て手袋を配布

#### 令和3年12月

- ・小学校特別支援学級を対象とした、日帰りの校外学習の実施(12月17日~3月17日) 特別支援学級宿泊学習中止に伴う代替事業として、日帰りの校外学習を各校で実施
- ・子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、 内閣府が実施した事業に基づき、支給(児童1人につき5万円)。

## 令和4年1月

- 子育て世帯への臨時特別給付金(追加給付金)の支給 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、 内閣府が実施した事業に基づき、支給(児童1人につき5万円)。
- ・成人の日のつどいの内容を一部変更して実施 式典を中止して時間短縮を図り、会場開催を行った。「20歳のメッセージ」の 発表とバイオリン演奏を行い、インターネットでライブ配信を行った。 また、としまえんから譲り受けたオブジェ等と一緒に写真撮影ができる写真 スポット等を、会場内やその周辺に7か所設置。うち2点を区役所本庁舎で 1月16日まで展示

## 令和4年2月

- ・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)の支給 離婚等により現に児童を養育しているにもかかわらず子育て世帯への臨時特別 給付金を受け取れない者に対しても支給を実施するため、内閣府が見直しを行 った事業に基づき支給事務(児童1人につき10万円限度)を開始
- ・青年学級作品展(4学級合同)を実施 新型コロナウイルス感染症の影響により、心身障害者青年学級(4学級)は非接 触型の活動を取り入れながら実施。令和4年2月1日~20日の期間、春日町図書 館展示コーナーにおいて、制作した作品を展示。

## |令和4年3月

- ・区立小中学校へ簡易ベッド、パーテーションを配布
- ・区立小中学校・幼稚園、区内保育施設へスチームクリーナーを配備
- ・区立小中学校、区内幼稚園、区内学童クラブ、児童館、ひろばへ自動手指消毒器を配布
- ・区立小中学校の特別支援学級(固定級)ヘサーキュレーター等を配布
- ・区立小中学校へ予算(保健衛生用品等購入費)を追加配当
- ・区立学童クラブ、児童館にセンサー式自動水栓を取付け ・区内学童クラブ、児童館、ひろばへ滅菌庫等を配備
- ・区立保育園(36園)に空気清浄機を配備
- ・子育てのひろばへ体表面体温計等を配布

#### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

#### 特記事項

新型コロナウイルス感染症対策については、様々な取り組みが行われていることを評価する。学校では感染拡大に伴い、多くの行事が中止となってきたが、今年度は感染者数が減少し、行事も行いやすくなってきた。このような中で、2学期に修学旅行や運動会、合唱コンクールが一斉に行われるなど、教育課程も過密状態になってきた。今後は、バランスの良い学校運営を期待したい。

コロナ禍での様々な対策は3年間も続き、ベストな方策がないなかで、生徒は自らの判断でどのように行動していくかを考えてきた。そうした精神を育てるために、全教職員が努力したことは評価する。運動会も、3部に分けてプログラムを工夫し開催したアイデアは素晴らしかった。ウィズコロナへと変換しつつある感染予防への取組も、知恵と工夫を互いに交換し合い、各行事等が進められることを期待したい。

収束の兆しがみられない中においても、少しずつ学校行事ができるよう、感染対策のための必要備品の配布を評価する。温度計付きアルコールディスペンサーの全小中学校、区立図書館への設置等、限りある予算の中での取組は、最善を尽くしていると思う。

未曾有の事態への対応であったことを考慮すると、全体的に評価に値すると思われる。

オンライン授業は、これから、コロナ対策以外にも活用ができるので、受講者の感想や意見 を集約し、教員の負担が少なく、かつ効果的な方法を構築してほしい。

評価

## 点検・評価に関する有識者からの意見および助言

## 漆澤 その子

# (武蔵大学人文学部教授)

令和4年度の点検・評価報告書を拝見いたしました。いずれの項目についても取組事業ならびにその内容が詳細に報告されており、また適正に評価されていたと言えます。以下、全体を通して気づいた点について意見を述べます。

今回の点検・評価で注目したのは、社会や集団への適応が困難な子どもたちへの対応についてです。こうした子どもたちは、小中学校での生活を通して「不登校」や「いじめ」といったかたちで顕在化することが多いように思います。「不登校」や「いじめ」に対しては、「教育分野」の3. 「いじめ・不登校などへの対応」の項目 1「いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進」にあるように、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置したり、2. 「家庭教育への支援」の項目 2「関係機関との連携強化」にあげられているスクールソーシャルワーク事業が進められるなど、いわゆるハード面における対策は今年度の報告書を拝見しても十分になされていると言えます。

しかしながら、残念なことに現状の対策からこぼれ落ちる子どもたちもいることでしょう。とりわけこうした子どもたちは、自分の状況を言葉で説明すること、さらに言えば他者と接することそのものを苦手にしていることが多いように思います。そんな子どもたちの苦痛を少しでも減らすための対応として、ぜひ各所轄のダイナミックな連携を強化していただきたいと考えます。小中学校での集団生活に適応が困難な子どものなかには、学齢期を迎える以前から集団行動やコミュニケーションに不安を抱えている場合があります。こうした子どもたちは、「子育て分野」の 1・ 「支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実」にあげられている諸事業を通して、早期に何らかの対応を進めることが可能でしょう。学齢期に「不登校」や「いじめ」といったかたちで顕在化する前に子どもの「個性」を把握しておくことは、何より子ども自身の健やかな成長・発達につながります。そのためにも、医療や福祉も含めた関係機関相互の連携により注力していただきたいと思います。

社会や集団への適応が困難な子どもたちへの対応は、学齢期だけにとどまるものではないでしょう。ともすると「ひきこもり」になり、ますます社会から隔絶してしまいかねません。こうした子どもたちへの受け皿として、「子育て分野」の3·「青少年の健全育成・若者の自立支援」にある項目3「若者の自立に向けた相談・支援」を位置づけることができます。上記の関係機関と連携し、学齢期までの子どものありようをふまえることで、より個々の子どもたちにあった社会とのつながりを支援することができるのではないでしょうか。

コロナ禍での対応で見過ごされがちな子どもたちの心の成長に目を向け、多くの子どもたちが生き 生きと過ごすことのできる取組が推進されることを期待しています。

# 藤岡 孝志

(日本社会事業大学社会福祉学部教授)

令和4年度点検・評価報告書を確認いたしました。各項目とも取組事業やその内容について詳細 に報告されており、また、適切な評価がなされていたと考えます。

以下、意見を述べさせていただきます。

# ○教育分野

- ・「**目指す 15 歳の姿**」について、小中一貫の理念が非常にわかりやすく提示されていると考えます。また、毎年行われているからこそ、今年度のように 9 年間を見通した「小中一貫教育の取り組みプログラム」作成のための検証が開始されることとなります。小学校から中学校にかけて、子どもたちは大きく成長します。多くの小学校の卒業式で行われている子どもたちの語りや卒業文集に書かれているように、子どもたちの「**将来の夢**」は、多くの場合、小学校から中学校へとバトンタッチされていきます。その夢の実現が、小学校から中学校への「**夢の懸け橋**」になっているのかもしれません。将来の夢、将来の職業への明確な夢を持っている子どもたちは、日々の大変さにもぶれることなく前を向いて生きていけます。このようなキャリア形成への明確な教育目標を定めることをぜひ今後もリーフレットなどを通して、子どもたち、そして保護者や教師の皆さんにへと明確なメッセージとして発信していただきたいと思います。
- ・人権教育・道徳教育も、子どもたち自身が人権を尊重されているからこそ、他者の人権への配慮が実感できます。道徳教育も、思いやりをもって接してもらっているからこそ、他者への思いやりが育っていきます。「子ども一人ひとりが大事にされている社会」を構築することが、人権や道徳の教育の推進につながると考えます。子どもたちが抱えているつらさ、きつさに思いを馳せる大人の側の想像力と思いやりが人権教育・道徳教育の根幹であると考えます。教員向けの研修等でのメッセージでは、ぜひこの点を強調していただけるとうれしいです。
- ・英語教育、体力向上、食育、ICT 教育の充実、学校図書館を活用した学習・読書活動等の充実 も次世代を担う子どもたちの育成にとって重要であり、多くの取り組みを高く評価いたします。
- ・不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図るということも、多面的重層的に行われていると評価します。不登校の子どもたちへの支援の一環としての「フリーマインド」も「トライ」も練馬区の長年の取り組みであり、子どもたちの大事な「適応指導教室」「居場所」となっており、その長年の取り組みを高く評価します。さらに、光が丘第一分室も小中学生だけでなく、年齢を18歳まで拡大し、きめ細やか対応をされています。不登校支援には、4つの観点が必要と筆者は考えています。プロセス志向、統合志向、自己一貫性志向、自己基準志向です。不登校に関わる支援者、家族、友人等が、共通の意識に立ち、1、登校という結果を焦らず、学校に行かないことでできている成長の過程に寄り添い、そのプロセスにじっくりと関わっていくこと(プロセス志向)、2、子どものネガティブな側面だけでなく、ポジティブな側面にも焦点化し、長所を伸ばしてあげて、抱える課題も尊重し、時間をかけて向き合うことを明確なメッセージで伝え、支えること(統合志向)、3、不登校になる前も、不登校である時も、不登校ではなくなってから以降も、周りの人たちが一貫して温かいまなざしで関わり、その支援者たちが生涯にわたり支援者で

あり続けることが子どもに実感でき、そのことを通して「自己の一貫性」を感じ取ることができること(**自己一貫性志向**)、4,不登校状態であるからこそ、感じることができたという自分の感性に気付き、それを信じ、将来に向けて、不登校を経験したからこそ、人生の深みを理解し、小さなこと・ささいなことにも幸せを感じることができる、しっかりした自己基準を構築する機会にできること(**自己基準志向**)、を大事にした支援の場、家庭という場をつくっていくように支援を進めていくことが必要と考えます。

#### ○子育て分野

子育て支援の相談支援体制の充実の一環として、コロナ禍にあって、オンラインも含めた相談体制の拡充がさらに展開したと考えます。コロナ禍が終息しても、このような点へのニーズは継続していくと考えられます。オンライン・電話と対面面接の併用は、その組み合わせや活用方法についてもさらに検討されていくべきと考えます。

また、「練馬区虐待対応拠点」の設置等、重篤虐待・ネグレクト事例あるいは子ども虐待リスクの高いケースの早期介入、早期支援の仕組みも、練馬区独自のきめ細やかな支援であり、さらに推し進めていっていただきたいと考えます。子ども家庭支援センターでのリスクマネジメントや子ども家庭支援もさらに充実してきていると考えています。面前 DV という深刻な状況になって初めて「夫婦」が子どもにとっての「親」の在り方に気付くということもあります。しかし、夫婦がこのような過程を経て、家族を再構築することはあり得ることです。夫婦として入籍した時に、面前 DV が心理的虐待であるという点をしっかりと周知し、子どもが生まれ、面前 DV に至る前に、夫婦で子育てについてしっかりと向き合うことが大事と考えます。子ども家庭支援センターの役割は、夫婦支援も含めてであることがますます求められていると考えます。発達の不安や障害のある子ども及びその親への支援、ひとり親家庭等への支援の充実も、きめ細やかに展開されていると評価します。

#### ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

未だ、未曽有の状況であるコロナ禍にあって、多くの施策を通して迅速に対応されたことは高く評されるべきでしょう。長きにわたるコロナ禍で、大きなストレスにさらされ続けている子どもたちだけでなく、同様にストレス下にあるご家族、地域の支援者の方々、区職員及び区事業に関係されている方々への「支援者支援」も大事な観点です。支援者支援は子ども支援、子ども支援は支援者支援です。子どもたちへの温かいまなざしと同様、ご家族・支援者にも温かいまなざしを向け続ける練馬区であってほしいと考えます。

以上、今後のさらなるご検討と実施に向けてのご努力を期待しています。

## 谷津 諭

## (練馬区小学校 P T A 連合協議会顧問)

令和4年度の点検・評価報告書を拝見させて頂きました。まだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症禍の中ではありますが、教育委員会をはじめとした教育・子育てに関わる皆様の日々のご尽力に感謝いたします。教育・子育て分野において各項目の取組事業や内容について詳細に報告されており、概ね適切な評価及び成果があげられているものと判断いたします。

以下、全体を拝読して特に気づいた項目に関する意見を述べさせて頂きます。

#### 教育分野

- 1 教育の質の向上
- 1. 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

#### 項目 4 人権教育・道徳教育の推進

児童・生徒の教育内容の充実はもとより、区内教員へ人権・道徳教育の重要性を認知させるとと もに、さらに深化した教育指導ができる様、研修等を活用し引き続き理解啓発に努めてもらいたい。

#### 項目 5 英語教育の充実

小学校における全時間の ALT の配置は高く評価をすることができる。自宅でも英語に関心を持ち 学習ができる様、タブレット端末のソフト面の充実及び活用する仕組みを検討してもらいたい。

#### 項目 8 ICT を活用した教育活動の推進

新型コロナウィルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒に対するオンライン授業等の対応は評価できる。しかし、令和2年度に一人一台のタブレット端末配布を完了し、約2年が経過したが、徐々に端末の動作不良や故障が発生してきている。故障等の原因の中には児童や生徒の取扱いに起因するものもあるが、修理の申請を学校にしてから数か月もの間、タブレット端末が手元に無い状態が生起しているのが実情である。タブレット端末を活用したICT教育を推進するにあたり、タブレット端末の更新や整備を重要課題として認識をしてもらいたい。

## 1. 教員の資質・能力の向上

#### 項目1 教員研修の充実

教員の資質と指導力の向上に努めることは有意義で非常に重要であることから研修等を活用し引き続き改善を図ってもらいたい。また、中堅教員やベテラン教員、特に学年主任や主幹教諭になる教員に対しての現代の児童・生徒への向き合い方や接し方等の研修の充実を検討してもらいたい。しかし、研修等が教員の過大なる負荷または参加することにより授業や教育に影響が出ることのないよう十分な配慮もしていただきたい。

#### 項目 2 教員の ICT 活用能力の向上

前年度の点検・評価でも挙げられているように、各校毎に教員のスキルによるところの温度差が拡大したように感じる。特に、管理職(校長・副校長)のICT教育への理解やタブレット端末の取り扱い、スキルにより学校毎の差が生じているのが実情である。若い教員や中堅教員へのタブレット端末を活用したICT教育への理解を高めるための研修等も重要だが、ベテラン教員や不得意な教員に対し活用の為の初期研修の場に参加しやすい環境作りを設けてもらうことが最重要課題だと思われる。さらにタブレット端末の取扱いが得意な教員の意見又は活用法を積極的に取り入れる教育委員会としての柔軟性も保持してもらいたい。

#### 項目3 子どもたちと向き合う時間の創出(教員の働き方改革の促進)

教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置又は増員の実績については高い評価をすることが出来る。しかし、実情は教員の教育内容や業務の多様化により年々業務量は増加傾向にある中で働き方改革とは逆行するような状態である。クラス担任教員等が子どもたちと向き合う時間を創出しやすいように、東京都や他区に先んじて練馬区が手本となり専科教員の増員、会計年度任用職員の増員をしてもらい教員の働き方改革の促進に努めてもらいたい。

また、中学校における部活動指導員が昨年度は3名の配置とまだ不足しているのが現状である。 各校の要望や事情に沿った部活動指導員の配置ができるよう、指導経験が豊富な人材や専門性の高 い人材の確保・任用をお願いする。

## 1. 学校の教育環境の整備

#### 項目 1 学校施設の整備(改修・改築)

校舎等の耐震化や改築・改修の実績については、区の財政状況が大変厳しい中ではあるが計画的に進めたことは非常に高く評価できる。校舎等の今後の概ねの改修・改築の目処がたったところで、 先行して新たな「練馬区学校施設管理実施計画」の計画の策定を検討してもらいたい。

#### 2 家庭や地域と連携した教育の推進

#### 2. 家庭教育への支援

#### 項目1 家庭教育への支援

各種支援事業に関し、非常に有用であり今後も継続して実施してもらいたい。保護者や児童・生徒が関心を持てる様、タブレット端末を活用するなど現状のリーフレットやHPだけでなく周知するためのさらなる工夫を要望する。

# 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

#### 3. いじめ・不登校などへの対応

#### 項目 1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進

教育相談の実施、関係各機関との連携、研修会等の実施の事業成果については高い評価をすることが出来る。しかし、児童・生徒間の問題は多様化していてスクールカウンセラーや各種相談員だけでは対応しきれない、解決に至らないことで継続して苦しんでいる子どもたちがいるのが現状で

ある。また、いじめ等の問題については児童・生徒間だけでなく、教員から子どもたち、教員から 保護者へ、保護者から教員、子どもたちから教員へと複雑化してきている。そこに対応するために 報告体系の抜本的な改革や部外相談員に頼るばかりではなく学校教職員の中から専門に対応する 教員の育成、また、速やかな対応が出来るよう管理職(校長・副校長)や学年主任教諭等を通さず とも教育委員会に報告・相談・共有できる体制の確立が急務だと思われる。

## 項目 2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決

スクールロイヤー制度を導入したことは非常に高い評価をすることができる。

しかし、その制度自体を導入されたばかりで生徒・児童・園児の保護者に周知しきれていない。今後も様々な媒体を活用し広く周知できるよう早急な対応を求めたい。

また、教職員に対しても制度の概要を理解させ活用できる体制の保持に努めてもらいたい。

- 3. 障害のある子どもたちなどへの支援
- 項目1 障害理解への取組の充実
- 項目 2 ICT を活用した学習支援の推進
- 項目3 医療的ケア児支援体制の充実

各項目とも事業取組や各種支援実績は高い評価をすることができる。

しかし、区内小中学校・幼稚園等における施設のバリアフリー化や多機能トイレの拡充や施設面、また医療的ケア児支援体制の面ではまだ十分だとは言えない現状がある。その為、練馬区が先行してさらに進める必要性がある。また教職員についても障害を持ちながらも教育行政に関わりを持ちたい方の積極的な任用を望む。障害のある又は手助けが必要な子どもたちや保護者にたいしてもより良い教育環境や支援の充実をすることにより、さらなる教育分野の発展が期待できる。

## 子育て分野

- 3 子どもの居場所と成長環境の充実
- 3. 安全で充実した放課後の居場所づくり

#### 項目1 ねりっこクラブの拡大

「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した事業成果に関しては評価できる。引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けての取組を進めてもらいたい。

また、前年度の点検・評価でもあげられているように学校応援団事業との棲み分けについては、 教育委員会としての方向性の提示を再度要望する。さらに各種放課後事業に関わるスタッフについ ては、複数の事業に重複して携わって頂いている方も多くいるので、各学校の応援団やねりっこク ラブ事業者等においては、近隣町会や地域等からの幅広い募集の働きかけをお願いしたい。そうす ることにより学校と地域との連携の強化や地域としての子育て支援・体制に繋がることと思われる。

以上、意見を記述させてもらいましたが、練馬区教育委員会の各種事業及び取組に深く敬意を表するとともに、今後も机上の空論にならないよう、常に現状を把握し実情との差異を少なくできるよう、引き続きの取組により一層の成果を期待して点検・評価とさせていただきます。

## 令和5年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に 点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和5年度の主な事業は下記のとおりです。

#### ○教育分野

## ICT を活用した教育内容の充実

学校 ICT 支援員の配置やヘルプデスクの運営等を継続し、教員全体の活用能力の向上を図る。 デジタル教科書による教育効果を検証するため、国の実証事業に引き続き参加する。

今後の幅広い ICT の活用を見据え、学校の通信環境の充実に向けた具体的な検討を進める。

#### 教員の働き方改革の推進

保護者からの欠席連絡や学校からの通知等、保護者と学校がスマートフォン等で相互にやり取りできる情報伝達サービスや、テストの採点・集計等を自動化するデジタル採点システムを導入する。

教員の業務をサポートする会計年度任用職員(副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ) の配置を拡大する。

教員に代わって部活動の顧問を担うことができる部活動指導員(会計年度任用職員)の配置 を拡大する。また、顧問である教員をサポートする部活動外部指導員(有償ボランティア)に ついても、各校での活動回数を拡大する。

#### 小中学校校舎等の改築

区立小中学校の改築を概ね年2校ずつ計画的に進め、令和5年度は新たに練馬東小学校、豊 溪小学校の設計に着手する。

#### 校舎長寿命化改修の実施

校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和5年度は石神井南中学校の設計に着手し、今後は年1~2校ずつ改修を進める。

#### 体育館の空調整備

令和7年度までに全区立小中学校の体育館に空調設備の整備を進める。令和5年度は小学校11校、中学校7校に設置し、98校中75校で整備が完了する。

不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実

子どもがタブレットなどからいつでも相談やSOSを発信できる「(仮称)子ども相談アプリ」を新たに導入する。

教育分野の知識をもつ福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSWr)を増員し、子どもへの個別支援や学校と連携したサポート体制を強化する。令和5年度は現在の16名から4名増員する。

発見のための「(仮称)ヤングケアラーチェックシート」や被虐待児連絡票を用い、支援調整機関となる子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用して、一人ひとりに応じた支援につなげる。

#### 医療的ケア児への支援の拡充

医療的ケア児への支援を充実するため、宿泊を伴う学校行事の参加時に看護師を配置する。 また、保育所に簡易ベッドやパルスオキシメーター等を配備するほか、緊急時に保育士も医療 的ケアを行えるよう、実践的な技術研究を実施する。

#### ○子育て分野

ねりっこクラブ実施校の拡大

すべての小学生が安心かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備するため、ね りっこクラブの実施校を拡大する。

区独自の待機児童対策 「ねりっこプラス」の継続

ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、区独自の待機児童対策を実施する。

#### 児童館「中高生カフェ」の充実

家庭でも学校でもない居場所としての児童館で、様々な課題を抱える中高生が気軽に相談できる取組を充実する。

## 保育の ICT 化の推進

全国初の LINE による保活サービスに加え、保護者の利便性を更に向上するため、令和 6 年 4 月の入園選考から、オンラインでも入園申込みをできるようにする。

## 保育サービスの充実

拡大する障害児の保育ニーズに応えるため、引き続き、私立園への巡回指導や国の障害児 保育給付への上乗せを行い、受入体制を拡充する。

保育サービスを充実するため、国の職員配置基準に区独自で上乗せをし、手厚い人的体制 としている。職員の処遇改善を着実に進めるため、国による保育士等の処遇改善に区独自で 対象者を拡大し、支援する。

#### 保育所待機児童ゼロの継続

待機児童ゼロを継続するため、令和5年4月に私立園9園(定員485人)を開園するとともに、練馬こども園1園が事業を開始する。令和6年4月には、区有地を活用して私立園1園を開園する。

# (仮称)ねりま子育て支援アプリの構築

利用者の利便性を高めるため、必要とする子育て支援サービスを簡単に選択し、利用できる環境の整備を令和6年度に向けて進める。

#### 練馬こどもカフェの拡大

民間カフェ等と協働し、保護者同士が交流できる居場所の充実に取り組む。

## 東京都練馬児童相談所(仮称)の設置

都は、令和6年度に東京都練馬児童相談所(仮称)を区子ども家庭支援センターと同一施設内に開設するため、施設内の改修工事を行う。

都区の緊密な連携を更に深める。

## 子ども家庭支援センターの相談体制の強化

令和6年度の東京都練馬児童相談所(仮称)の設置に向けて、区子ども家庭支援センターの専門職員(福祉職・保健師)を8人増員し、相談体制をさらに強化する。また、区の心理職が都児相職員と連携して、「CARE プログラム」を活用し、再発防止等の取組を強化する。

# 【担 当】

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6 12 1

電 話 5984.5609(直通)

ファックス 3993 - 1196

電子メールアドレス GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp